

## (2) 気泡発生装置等の構造に関する基準

気泡発生装置等（微小な水粒を発生させる設備）の空気取入口は、土ぼこりが入らない構造であるものとします。

### 立入検査等

京都府は、レジオネラ症の発生を予防するために、社会福祉施設等における衛生管理及び構造設備に関する基準の遵守状況を立入検査し、守られていない場合は改善を命令することができることとします。これを拒んだ場合であって、府民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、入浴施設の使用中止を命令することができることとします。

なお、旅館、公衆浴場及び医療施設については、それぞれ、公衆浴場法、旅館業法及び医療法の規定により同様の措置を行います。

### 啓発の推進

京都府は、レジオネラ症の発生を予防するために、旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等の事業者や府民の方々に対し、レジオネラ症の予防対策の啓発を行うこととします。

また、事業者の方々についても、自らレジオネラ症の予防対策のための従業員研修の実施など自己啓発に努めていただくとともに、入浴施設の管理状況の公表などにも努めていただくこととします。

## 【レジオネラ症関係参考資料】

社会福祉施設等における入浴施設のレジオネラ症予防対策計画表（参考例）

事 項	内 容	京都府の指導基準等				
循環ろ過装置使用の有無	(有・無)					
循環ろ過装置使用の場合のろ過方式	(物理ろ過・生物ろ過・その他)					
換水頻度	( )日に1回	原則毎日1回完全排出(循環ろ過装置使用の場合1週間に1回以上)				
使用水の種類	(水道水・地下水・温泉水)					
浴槽水の消毒方法	(塩素消毒・その他)	循環ろ過装置を使用せず、かつ、水道水を十分供給する場合は消毒を義務付けない。(循環ろ過装置使用の場合、塩素消毒その他適切な消毒義務付け)				
清掃等日常の維持管理	温泉貯留槽の清掃 ( )に1回) 温泉貯留槽の温度管理 ( ) ろ過器の洗浄 ( )に1回) " の清掃 ( )に1回) 循環配管の薬品による洗浄 ( )に1回) 浴槽の清掃 ( )に1回) 浴槽の消毒 ( )に1回) 浴槽の清掃 ( )に1回) 集毛器の清掃 ( )に1回) 回収槽の清掃 ( )に1回) " の消毒 ( )に1回) 消毒装置の点検 ( )に1回)	60 以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 定期的を実施 浴槽湯水排出毎 " " 毎日清掃 頻繁に実施 頻繁に実施 適切な維持管理				
自主管理	点検表による管理	管理記録の作成及び3年間の保管				
レジオネラ属菌自主検査の回数	1年に( )回以上	レジオネラ属菌自主検査の頻度に関する基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>循環ろ過装置使用の場合</td> <td>1年に2回以上</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>義務づけ無し</td> </tr> </table>	循環ろ過装置使用の場合	1年に2回以上	その他の場合	義務づけ無し
循環ろ過装置使用の場合	1年に2回以上					
その他の場合	義務づけ無し					
平成15年度自主検査実施状況	( )回	レジオネラ属菌水質基準：10個/100ml未満				
	実施年月	レジオネラ属菌検出状況 (単位:個/100ml)				
	平成 年 月	( )				
	平成 年 月	( )				
	平成 年 月	( )				
平成16年度自主検査予定	( )回					
	平成 年 月	平成 年 月				

(参考) 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例の  
制定の検討について

(注) 以下の資料は、この条例案について広く府民の皆様の御意見を募集  
するため平成16年6月23日(水)から平成16年7月23日(金)  
まで行った京都府民意見提出(パブリックコメント)に使用した資料  
から作成したものであり、実際の条例及び規則が制定された段階では、  
これとは一部内容が異なる場合があります。

1 条例制定の趣旨等

条例制定の背景

近年、全国的に、入浴施設におけるレジオネラ症の集団感染事例が報告さ  
れています。

京都府では、これまで集団感染事例は発生していませんが、各入浴施設に  
対するレジオネラ症の感染予防対策について、講習会の実施や各施設ごとに  
衛生的な維持管理に係る立入指導等を行ってきました。

さらに、万全の対策を講じるため、実態調査を行うとともに、学識経験者  
などによる検討会を開いた上で、予防対策及び啓発の検討を進めてまいりま  
した。

条例制定の趣旨

こうした取組の成果を踏まえ、今後とも各入浴施設においてレジオネラ症  
の予防対策がより一層効果的に実施されるよう、必要かつ十分な衛生管理の  
措置等を定める条例の制定を検討しております。

また、府民の皆様が府内の入浴施設を安心して利用していただくため、京  
都府は、事業者や府民の方々に対してレジオネラ症の予防対策の啓発に努め  
るとともに、事業者の方々には自己啓発や施設の管理状況の公表などに努め  
ていただくことを考えております。

参 考

レジオネラ症とは？

- レジオネラ症とは、レジオネラ属菌によって起こる感染症で、この菌に汚染された浴槽  
水などを空中に飛散した微粒子の状態で吸飲することにより感染します。
- 急激に重症化し、死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と、インフルエンザのような症状  
を示し、数日で自然に治るポンティアック熱とに分けられます。
- 他の病原菌に比べて感染力はそれほど強くないといわれていますが、乳幼児、高齢者、  
病人等の抵抗力が低下している人や、健康な人でも疲労等で体力が落ちている人は、発症  
しやすいといわれています。
- 人から人へ感染する感染症ではありません。

レジオネラ属菌はどこにいるの？

- レジオネラ属菌は自然界(土壌や淡水など)に広く生息していますが、菌数は少ないと  
考えられています。
- 水の滞留する時間が長いこと、栄養源となる有機物があること、レジオネラ属菌  
の増殖を助けるぬめり(生物膜)が発生していること、水温が暖かいこと、など繁殖に  
適した条件が整えば、レジオネラ属菌は増殖します。

定期的な清掃や消毒など、適切な管理を行うことがレジオネラ属菌の増殖を防ぐ対策と  
して効果的です。

## 2 条例の概要

### (1) 条例の対象

旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等の入浴施設を対象とします。

### (2) レジオネラ症の発生予防のための基準

<p>入浴施設の衛生措置に関する基準</p>	<p>レジオネラ属菌は、ぬめり（生物膜）の内部で増殖しやすいことから、これを除去し、生成しにくくすることが、レジオネラ症の発生予防対策として効果的です。</p> <p>浴槽などで使用する湯水の管理に関する基準について定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水質基準及び水質検査</li><li>・浴槽の満杯</li><li>・浴槽水の完全排出</li><li>・浴槽水の消毒</li><li>・打たせ湯及びシャワーの循環している浴槽水の使用禁止</li></ul> <p>清掃等日常の維持管理に関する基準について定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・浴槽、ろ過器などの適切な清掃や消毒</li></ul> <p>営業者の自主管理に関する基準について定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・点検表による入浴施設の管理記録の作成</li></ul>
<p>入浴施設の構造設備に関する基準</p>	<p>浴槽水を清潔に保つための構造設備の基準です。特に、ろ過器内は、レジオネラ属菌の増殖の温床となるぬめり（生物膜）が発生しやすいため、洗浄や清掃が容易に行える構造である必要があります。</p> <p>循環ろ過装置を使用する浴槽の構造に関する基準について定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ろ過器の適切な能力、集毛器及び消毒装置の設置</li></ul> <p>気泡発生装置等の構造に関する基準について定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・空気取入口から土ぼこりが入らない構造</li></ul>

### (3) 啓発の推進

ア 京都府は、旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等の事業者や府民の方々へのレジオネラ症の予防対策の啓発に努めます。

イ 事業者の方々には、レジオネラ症の予防対策のための従業員研修の実施など自己啓発に努めていただくとともに、入浴施設の管理状況の公表などにも努めていただきます。

### 3「京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例(仮称)」案の詳細

#### 条例の目的

入浴施設に関する衛生管理の徹底を図ることにより、レジオネラ症の発生を予防し、もって府民の健康を守ることを目的とします。

(注) 入浴施設とは、浴槽を有する施設で、施設の利用者を入浴させるために設置されるものを言います。

#### 対象施設

対象施設	対象施設の例
旅館	旅館、ホテル等
公衆浴場	公衆浴場
医療施設	病院、診療所のうち入浴施設を有するもの
社会福祉施設等	次に掲げる施設・事業所のうち入浴施設を有するもの 1 児童福祉施設・事業所(保育所、児童養護施設、デイサービス事業を行う事業所等) 2 身体障害者施設・事業所(身体障害者療護施設、身体障害者授産施設等) 3 精神障害者社会復帰施設(精神障害者授産施設等) 4 生活保護施設(救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設等) 5 知的障害者福祉施設・事業所(知的障害者授産施設、グループホーム等) 6 老人福祉施設・事業所(養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等) 7 介護保険施設・事業所(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション事業を行う事業所等)

(注) 対象施設の詳細については、末尾の参考1をご参照ください。

## 入浴施設の衛生措置に関する基準

### (1) 浴室で使用する湯水の管理に関する基準

ア 浴槽湯水、原湯、原水及び上がり用湯水は、水質基準や水質検査により衛生的に管理することを求めます。

浴槽湯水	浴槽内の湯水
原湯	浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水
原水	浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水
上がり用湯水	洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓又は水栓から供給される湯水

イ 浴槽湯水は、常に満杯状態を維持するよう求めます。(医療施設及び社会福祉施設等に対しては、介護上の配慮から適用しないこととします。)

ウ 浴槽湯水について毎日排出することを求めます。ただし、循環ろ過装置を使用している場合でこれにより難しい場合には、1週間に1回以上浴槽湯水を排出することを求めます。

エ 浴槽湯水は、塩素消毒その他適切な消毒を行うことを求めます。(循環ろ過装置を使用せず、かつ、水道水を十分に供給する場合は除きます。)

オ 打たせ湯及びシャワーについて、原則として循環している浴槽湯水を用いることを禁止します。構造上使用せざるを得ない場合には、塩素消毒その他適切な消毒を行った浴槽湯水であることを求めます。

#### < 水質に関する基準 >

##### < 水質基準 >

原湯、原水及び上がり用湯水	色度、濁度、pH値、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌群数、レジオネラ属菌の6項目
浴槽湯水	濁度、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌群数、レジオネラ属菌の4項目

##### < 水質検査の基準 >

- ・循環ろ過装置を使用している浴槽湯水について、年1回以上レジオネラ属菌検査を求めます。
- ・新規に入浴施設を設ける場合などには、他の項目についても検査を求めます。

##### < 塩素消毒の基準 >

- ・遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つことを求めます。

(注) 水質基準の詳細については、末尾の参考2をご参照ください。

## (2) 清掃等日常の維持管理に関する基準

入浴施設を常に清潔に保つため、清掃及び消毒を行うことを求めます。

温泉を貯留する槽	定期的な清掃及び消毒並びに槽内の湯水の温度管理（摂氏60度以上）
ろ過器	1週間に1回以上逆洗浄等による洗浄及び清掃
循環配管	定期的な薬品による洗浄
浴槽	浴槽湯水排出後の清掃及び消毒
集毛器	毎日清掃
回収槽	頻繁な清掃及び消毒
消毒装置	適切な維持管理

## (3) 営業者の自主管理に関する基準

### ア 点検表による管理

入浴施設の衛生管理を適切に行っていただくため、点検表による管理記録を作成していただくよう求めます。

### イ その他

事業者の方々には、入浴上の注意事項の掲示、誤飲事故防止の表示、入浴施設の管理記録の3年間の保管を求めます。（入浴上の注意事項の掲示及び誤飲事故防止の表示の規定については、職員が入浴介助等の際に注意喚起を行っている医療施設及び社会福祉施設等には、適用しないこととします。）

（注）旅館の客室に設置されている浴室や医療施設及び社会福祉施設等に設置されている要介護者用浴槽など利用者が利用する都度浴槽湯水を入れ替える入浴施設などについては、これらの基準は適用せず、清浄な水を供給するなど最低限必要と考えられる基準のみを規定します。

## 入浴施設の構造設備に関する基準

### (1) 循環ろ過装置を使用する浴槽の構造に関する基準

ア ろ過器は、浴槽の規模に応じた適切なる過能力があり、洗浄や清掃が適切に行える構造であるものとします。

イ ろ過器の前に集毛器を設置することとします。

ウ 浴槽湯水の消毒効果の高い場所に消毒装置を設置することとします。

(参考1) 対象施設の詳細

対象施設	対象施設の詳細
旅館	旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館業を経営する施設
公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に規定する公衆浴場
医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所のうち入浴施設を有するもの
社会福祉施設等	<p>次に掲げる施設・事業所のうち入浴施設を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童デイサービス事業又は児童短期入所事業を行う事業所並びに同法に規定する乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</li> <li>2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を行う事業所並びに同法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター</li> <li>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場並びに同法に規定する精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う事業所</li> <li>4 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</li> <li>5 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム</li> <li>6 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム</li> <li>7 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、痴呆対応型共同生活介護事業又は特定施設入所者生活介護事業を行う事業所並びに同法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設</li> </ol>

(参考2) 水質基準の詳細

1 原湯、原水及び上がり用湯水

事 項	基 準	検 査 方 法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
大腸菌群数	検出されないこと。	乳糖ブイヨン - ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 浴槽湯水

事 項	基 準	検 査 方 法
濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
大腸菌群数	1ミリリットル中に1個以下であること。	「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されないこと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(注) 1 原湯、原水及び上がり用湯水の大腸菌群数の基準の「検出されないこと。」とは、50ミリリットル中に検出されないことを指します。

2 レジオネラ属菌の基準の「検出されないこと。」とは、レジオネラ症防止指針において検出限界とされている100ミリリットル中10cfu未満を指します。  
(cfu : Colony Forming Unit レジオネラ属菌などの細菌を計数する際の単位)

3 温泉などについては、色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の基準の一部について湯水の成分により適用除外を行う場合があります。

## 関 係 機 関 連 絡 先

### 府内保健所

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
京都府乙訓保健所	向日市上植野町馬立 8	617-0006	075-933-1151
京都府山城北保健所	宇治市宇治若森 7 の 6	611-0021	0774-21-2191
京都府山城南保健所	相楽郡木津町木津上戸 1 8	619-0214	0774-72-4300
京都府南丹保健所	船井郡園部町小山東町藤ノ木 2 1	622-0041	0771-62-4751
京都府南丹保健所北桑田支所	北桑田郡京北町字周山小字上ノ段 1	601-0251	0771-52-0050
京都府中丹西保健所	福知山市篠尾新町 1 丁目 9 1	620-0055	0773-22-6381
京都府中丹東保健所	舞鶴市倉谷村西 1 4 9 9	624-0906	0773-75-0805
京都府丹後保健所	京丹後市峰山町丹波 8 5 5	627-8570	0772-62-0361

### 京都府庁

郵便番号 602-8570

所在地 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

部	室	電話番号
保健福祉部	健康対策室	075-414-4734
	地域福祉室	075-414-4561
	介護保険推進室	075-414-4574
	介護保険事業室	075-414-4674
	生活衛生室	075-414-4759

●市町村保健センター等

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
福知山市保健センター	福知山市字北本町二区35-1	620-0042	0773-23-2788
舞鶴市保健センター	舞鶴市余部下1167	625-0087	0773-65-0065
綾部市保健福祉センター	綾部市青野町東馬場下15-6	623-0011	0773-42-0111
宇治市保健センター	宇治市宇治下居13-2	611-0021	0774-22-4630
亀岡市保健センター	亀岡市安町釜ヶ前40	621-0805	0771-24-5004
宮津市保健センター	宮津市字鶴賀2109-2	626-0041	0772-22-7273
城陽市保健センター	城陽市富野久保田1-1	610-0111	0774-55-1111
向日市保健センター	向日市寺戸町東野辺31	617-0002	075-933-2666
長岡京市立保健センター	長岡京市今里北ノ町39-5	617-0814	075-955-9062
京田辺市保健センター	京田辺市田辺78	610-0331	0774-63-2662
京丹後市峰山総合福祉センター	京丹後市峰山町杉谷691	627-0012	0772-62-1123
京丹後市網野保健センター	京丹後市網野町網野371	629-3101	0772-72-0127
京丹後市丹後保健センター	京丹後市丹後町間人1813	627-0201	0772-75-1433
京丹後市弥栄保健福祉センター	京丹後市弥栄町溝谷3464	627-0111	0772-65-3100
京丹後市久美浜保健センター	京丹後市久美浜町栃谷2371	629-3411	0772-82-1680
久御山町保健センター	久世郡久御山町大字島田小字ミスノ11	613-0043	075-631-0033
大山崎町保健センター	乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々12	618-0091	075-953-3430
井手町立保健センター	綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本13	610-0302	0774-82-3385
宇治田原町立保健センター	綴喜郡宇治田原町大字賢田小字船戸63	610-0253	0774-88-2250
山城町保健センター	相楽郡山城町大字椿井小字北代102	619-0205	0774-86-5777
木津町保健センター	相楽郡木津町大字木津小字清水27-24	619-0214	0774-72-3310
加茂町保健福祉センター	相楽郡加茂町大字里小字南古田24	619-1152	0774-76-3611
精華町保健センター	相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7	619-0241	0774-95-1905
南山城村保健福祉センター	相楽郡南山城村大字北大河原小字大稲葉13	619-1411	07439-3-0294
京北町保健センター	北桑田郡京北町字下中小字鳥谷3	601-0533	0771-54-0336
美山町保健センター	北桑田郡美山町大字安掛小字下8	601-0722	0771-75-1997
園部町保健センター（こむぎ山健康学園）	船井郡園部町小桜町61-5	622-0004	0771-63-0340
八木町保健センター	船井郡八木町字西田小字金井畠1-1	629-0134	0771-42-2400
丹波町健康管理センター	船井郡丹波町字須知小字鍋倉1番地の1	622-0213	0771-82-1800
日吉町保健センター	船井郡日吉町字保野田小字垣ノ内11	629-0301	0771-72-0950
瑞穂町総合保健福祉センター	船井郡瑞穂町字和田小字田中6-1	622-0311	0771-86-1800
和知町立和知保健センター	船井郡和知町字本庄小字今福13-2	629-1121	0771-84-0049
三和町健康福祉センター	天田郡三和町字千束375	620-1442	0773-58-2090
夜久野町保健センター	天田郡夜久野町字額田684	629-1304	0773-37-1234
大江町保健福祉センター「ひまわり」	加佐郡大江町字河守252	620-0301	0773-56-2620
加悦町保健センター	与謝郡加悦町字加悦204	629-2403	0772-43-2377
岩滝町保健センター	与謝郡岩滝町字岩滝2046	629-2262	0772-46-0868
野田川町保健センター	与謝郡野田川町字四辻上谷1004	629-2312	0772-42-4945

●市町村

◎市役所

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
京 都 市 役 所	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	604-8571	075-222-3111
福 知 山 市 役 所	福知山市字内記13の1	620-8501	0773-22-6111
舞 鶴 市 役 所	舞鶴市字北吸1044	625-8555	0773-62-2300
綾 部 市 役 所	綾部市若竹町8の1	623-8501	0773-42-3280
宇 治 市 役 所	宇治市宇治琵琶33	611-8501	0774-22-3141
宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345の1	626-8501	0772-22-2121
亀 岡 市 役 所	亀岡市安町野々神8	621-8501	0771-22-3131
城 陽 市 役 所	城陽市寺田東ノ口16・17	610-0195	0774-52-1111
向 日 市 役 所	向日市寺戸町中野20	617-8665	075-931-1111
長 岡 京 市 役 所	長岡京市開田1丁目1-1	617-8501	075-951-2121
八 幡 市 役 所	八幡市八幡園内75	614-8501	075-983-1111
京 田 辺 市 役 所	京田辺市田辺80	610-0393	0774-63-1122
京 丹 後 市 役 所	京丹後市峰山町杉谷889	627-8567	0772-69-0001

◎南部の町村役場

大 山 崎 町 役 場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3	618-8501	075-956-2101
久 御 山 町 役 場	久世郡久御山町大字田井小字浜代1・2	613-8585	075-631-6111
井 手 町 役 場	綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67	610-0302	0774-82-2001
宇 治 田 原 町 役 場	綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10	610-0289	0774-88-2250
山 城 町 役 場	相楽郡山城町大字上狛小字北的場3の1	619-0280	0774-86-2300
木 津 町 役 場	相楽郡木津町大字木津小字南垣外110の9	619-0286	0774-72-0501
加 茂 町 役 場	相楽郡加茂町大字里小字南古田156	619-1195	0774-76-3611
笠 置 町 役 場	相楽郡笠置町大字笠置小字西通90の1	619-1393	0743-95-2301
和 束 町 役 場	相楽郡和束町大字釜塚小字生水14の2	619-1295	0774-78-3001
精 華 町 役 場	相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70	619-0285	0774-94-2004
南 山 城 村 役 場	相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14の1	619-1411	07439-3-0101

◎中部、北部の町役場

京 北 町 役 場	北桑田郡京北町大字周山小字上寺田1の1	601-0292	0771-52-0300
美 山 町 役 場	北桑田郡美山町大字島小字往古瀬23	601-0797	0771-75-0310
園 部 町 役 場	船井郡園部町小桜町47	622-8651	0771-62-0550
八 木 町 役 場	船井郡八木町大字八木小字東久保29の1	629-0198	0771-42-2300
丹 波 町 役 場	船井郡丹波町字蒲生小字八ッ谷62の6	622-0292	0771-82-0200
日 吉 町 役 場	船井郡日吉町字保野田小字市野3の1	629-0398	0771-72-1160
瑞 穂 町 役 場	船井郡瑞穂町字橋爪小字松山49	622-0392	0771-86-0150
和 知 町 役 場	船井郡和知町字本庄小字ウ工16	629-1192	0771-84-0200
三 和 町 役 場	天田郡三和町字千束515	620-1492	0773-58-3001
夜 久 野 町 役 場	天田郡夜久野町字額田1392の1	629-1396	0773-37-1101
大 江 町 役 場	加佐郡大江町字河守285	620-0398	0773-56-1101
加 悦 町 役 場	与謝郡加悦町字加悦433	629-2498	0772-43-1511
岩 滝 町 役 場	与謝郡岩滝町字岩滝1798の1	629-2292	0772-46-3001
伊 根 町 役 場	与謝郡伊根町字平田493	626-0493	0772-32-0501
野 田 川 町 役 場	与謝郡野田川町字四辻65	629-2392	0772-42-3111